

人と自然が輝くまち

広
報

たてしな

2016. **7**
[平成28年]

No.509

黄金色の夏の到来

Index

参議院議員通常選挙	P3
消防ポンプ操法・ラッパ吹奏大会	P4
国民年金保険料の免除制度	P10
後期高齢者医療制度の保険証更新	P13
福祉医療（医療費助成）制度	P16
たてしな保育園の子どもたち	P26



立科町マスコットキャラクター
「しいなちゃん」

向日葵（たてしな保育園）

10年後に安心して生活できる町をつくるために

..... 立科町の支援体制づくりについて話し合っています！

第1回立科町地域支援づくり懇話会（平成28年2月5日開催）



医療介護、社協、学校、消防・警察、ボランティア団体、商工会等々、地域で生活・お仕事されている40名ほどの方にお集まりいただきました。

立科町現状報告（人口・出生死亡・高齢化・介護保険認定者推移）や介護保険制度の改正の説明を行った後、一般社団法人地域ケア総合研究所の浦野千絵さんに「地域で生活を支えるということ」についてお話しいただきました。

まずは、顔の見える関係づくりが大切ということで、2人1組になりインタビューし合

い、グループで相手の紹介をしました。とっても話が盛り上がっていました。

会場には、地域資源マップを設置し、参加者の方に地域の資源について立科町地図に書き込んでもらいました。立科町の資源について再確認できました。



第2回立科町地域支援づくり懇話会（平成28年4月22日開催）

第1回参加者に加え、立科町健康サポーターやふれあいネットワークの皆さんにもご参加いただき、50名ほどで行いました。

高齢者実態調査や要支援認定者の実態から高齢者がどんな支援を求めているか等について情報提供や健康サポーターが地域のニーズ・課題を検討した会議の報告を行いました。

上房地区で冬期間行われている住民の集まりについて、上房えいこの会代表間ヶ部選手さんにお話しいただきました。町外で行われている住民の集まりについても浦野千絵さんに報告していただき、町内外で地域で住民の生活を支えるために様々な取組みがされていることを知ることができました。



グループで立科町や自分の住む地域で何ができるのかについて知恵を出し合いました。次回の懇話会でもグループワークの続きを行うことになりました。

7月10日(日)に

参議院議員通常選挙 が行われます

大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう



選挙権年齢が18歳以上に。

将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるため、選挙権年齢がこれまでの20歳以上から18歳以上に引き下げられ、18歳以上20歳未満の方が新たに投票できるようになりました。

私たちの声を、私たちの将来に。

参議院議員通常選挙

投票日 7月10日(日)
投票時間 午前7時から午後8時〔第6投票所(蓼科ふれあい健康支援センター女神)は午後7時まで〕
投票場所 入場券に記載されている投票所

長野県選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2種類の投票をします。

投票のできる人

- 年齢要件 平成10年7月11日以前に生まれた方
- 居住要件 平成28年3月21日以前から町内に居住している方
※平成28年3月22日以降に転入届をした方は、前住所地の選挙管理委員会に照会ください。

投票日に投票所へ行けない方は…

仕事や旅行などの予定があり、投票日当日に投票ができない方は期日前投票ができます。

期間 6月23日(木)～7月9日(土)
投票時間 午前8時30分～午後8時
場所 たてしな人権センター会議室(役場玄関前から案内板があります。)

●蓼科地区期日前投票所

日時 7月5日(火) 午前10時～午後4時
場所 白樺高原観光センター 3階会議室

※投票の際には入場券をお持ちください。紛失した場合や入場券を受け取られていない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票ができます。投票所でその旨を申し出てください。

蟹原地区の方 投票所が変更となります

蟹原投票区(投票所:蟹原公会所)を藤沢区(投票所:藤沢農業生活改善施設)に統合しました。

今回の参議院議員通常選挙から変更となりますので、蟹原地区の皆さんはお間違えの無いよう投票所にお出かけください。

※平成27年4月から、中尾美上下投票区を古町投票区(投票所:古町区コミュニティセンター)に統合し、蓼科投票区の投票所を蓼科公民館から「蓼科ふれあい健康支援センター女神」に変更していますので、該当地区の皆さんはお間違えの無いよう各投票所にお出かけください。

※投票日当日は、蟹原公会所から投票所(藤沢農業生活改善施設)、中尾停留所および美上下停留所から投票所(古町区コミュニティセンター)まで、送迎用の車両を用意しますのでご利用ください。

消防ポンプ操法・ラッパ吹奏大会 開催される



6月12日(日)、役場庁舎前にて平成28年度立科町消防ポンプ操法・ラッパ吹奏大会が開催されました。

各分団の選手は、大会に向けて早朝や夜に訓練を重ねた努力の結果、大会当日に規律正しい一糸乱れぬ動作で気迫あふれるポンプ操法の吹奏を披露することができました。

大会結果は次のとおりです。

ポンプ操法の部

- 優勝 町分団
- 準優勝 茂田井分団
- 三位 古町分団

ラッパ吹奏の部

- 優勝 宇山分団
- 準優勝 細谷分団
- 三位 茂田井分団

ラッパ吹奏個人の部 (出場順)

- 優秀賞 竹重真一 (町分団)
- // 平賀徳幸 (大城分団)
- // 大森祥吾 (桐原分団)



町分団



宇山分団



ラッパ吹奏個人の部 優秀賞



町分団 ポンプ操法



宇山分団 ラッパ吹奏

消防力強化に向けて

西塩沢分団 消防小型動力ポンプ更新

西塩沢分団の小型動力ポンプは平成11年に納入された小型ポンプが配備されていましたが、本年度に更新しました。

今後も、さらに迅速な消防活動ができるよう訓練を積んでいくとともに、予防消防・啓発活動を通じ、地域の安全・安心のため努めていきます。



庶務係

インターホンをご利用ください

役場庁舎の正面玄関スロープにインターホンを設置しました。

お体が不自由なお客様や、介助が必要なお客様の来庁時に、職員が介助いたしますので、インターホンを通じてお申し出ください。



地域おこし協力隊情報発信中

↓  <https://www.facebook.com/tateshina.chiiki>

フェイスブック
Twitter
協力隊員の活動がFacebookとTwitterで見られます。地域おこし協力隊が町の魅力や感じたことありのままを発信しています。地域の隠れた魅力を発見でき、楽しい情報となっていますのでぜひ、ご覧ください。

※なお、閲覧にはアカウントが必要になります。



↓  <https://twitter.com/tateshinachiiki>

交通安全

夏の交通安全 やまびこ運動

7月22日(金)～7月31日(日)

「交通安全町民大会」 開催のお知らせ

- 日 時 7月12日(火) 午後1時30分～
- 場 所 老人福祉センター

町民一人ひとりの交通安全意識をより高め、交通事故のない安全で快適な町づくりを目指すため、交通安全町民大会を開催します。

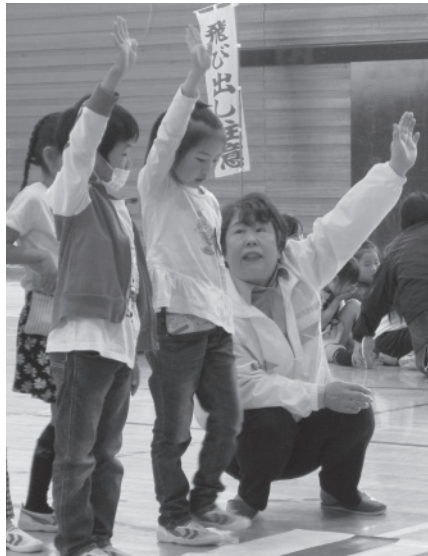
当日は警察署員による講話、交通安全教育支援センターによる寸劇等を計画しています。

日頃忘れがちな交通安全について考える機会として、大勢の皆様のご参加をお待ちしています。

■小学校交通安全教室

5月30日、立科小学校全校児童を対象に交通安全教室が開催されました。

交通安全協会・長野県交通安全教育支援センターの指導により、校庭に設置された模擬道路を歩き正しい歩行・横断の仕方や、安全な自転車走行を身に付けることができました。



運動スローガン

「思いやり

乗せて信濃路

咲く笑顔」

運動の重点

運動の基本

「子供と高齢者の

交通事故防止」

重点

- ・通学路・生活道路の安全確保と歩行者保護の徹底
- ・自転車の安全利用の推進
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

夏の行楽シーズンを迎え、県内外から訪れる旅行者に対し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施されます。

■保育園交通安全教室

6月3日、たてしな保育園の園児を対象に交通安全教室が開催されました。

交通安全協会・長野県交通安全教育支援センターの指導により、園庭に設置された模擬道路を歩き、正しい歩行・横断の仕方を身に付けることができました。

道路環境整備実施

5月28日、交通安全協会理事の皆さんにより、道路環境整備として町道等のストップライン引き（一時停止線の引き直し）が行われました。今年もラインが見えにくくなっているもの、消えているものを中心に引き直しを行いました。一時停止線ではしっかりと止まり、安全確認をしましょう。



防犯功労者 表彰 永原 幹夫さん

5月19日(木)に佐久平交流センターにおいて、佐久防犯協会連合会総会が開催され、長年にわたり、犯罪の防止や少年の非行防止と健全育成に功労のあった個人や、団体に贈られる防犯功労者に永原幹夫さん(山部)が選ばれ、佐久防犯協会連合会長賞を表彰されました。

今後とも、防犯活動につきましてご理解と、ご協力を宜しくお願いいたします。



今年はさらに盛り上がる! 夢おどる2つのサマー

でっかく当たる! サマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円

1等 5億円 23本

(発売総額690億円・23ユニットの場合)

前後賞各 1億円 46本

(発売総額690億円・23ユニットの場合)

サマージャンボミニ 7,000万も同時発売

1等 7,000万円 120本

(発売総額360億円・12ユニットの場合)

- ・発売期間 7月 6日(水)~7月29日(金)まで
- ・抽せん日 8月 9日(火)
- ・支払開始 8月15日(月)

宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに活用されます。また、収益金は長野県の販売実績により県内の市町村へ配分されますので、長野県内の宝くじ売り場でお買い求めください。

建設係

7月は 「河川愛護月間」 です

日頃から道路や河川の維持管理におきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

7月は河川愛護月間です。「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」をスローガンに河川愛護運動が推進されます。

町内でも、各地区で結成されている河川愛護団体の皆さんにより、河川の草刈りや清掃作業が予定されています。

今後とも、良好な河川環境の保全や道路の維持管理にご理解、ご協力をお願いいたします。



新しい風(町長コラム) ⑨

米村 匠人

選挙権年齢が18歳以上となり、初めての国政選挙である参議院議員選挙が、7月10日に行われますが、立科町では、新たに選挙権を得た若者は146名となり、未来を担う若い世代の声が今まで以上に政治に取り入れられる機会が増えたことに期待をしています。

今回の選挙制度の改革は、昭和20年に25歳から20歳に選挙権年齢が引き下げられ、女性の参政権が認められて以来実に70年ぶりの大改革なのです。

メリット・デメリットが話題になっていますが、豊かで平和な国づくりを若者の手で築くことが出来る機会を与えられたと理解しております。歴史を振り返って見ても、若者であった先人が、夢や希望を持ち、困難に立ち向かい、現在の繁栄を作り上げてきたものと思います。

学び、考え、自らの意思を政治に反映できる貴重な機会を逃さないでほしいと願うとともに、私達の世代よりも、将来に長くかわり、責任を負う若者にこそ、政治に興味関心を示して欲しいと考えております。

「立科町がんばる地域応援事業」の採択状況について

町民の皆さんの自主的な地域づくり活動を応援するこの事業に、多数の申請をいただき、次の事業が採択されました。

実施団体及び事業名一覧

(平成28年6月1日現在)

No.	実施団体名	事業名	事業年数	概要
1	上房部落	中山道ウォーキング 上房部落おもてなし	9	中山道ウォーキングの参加者に対するおもてなしでイベントを盛り上げる。 津金寺を案内し、地域住民の津金寺の再認識と誘客促進を図る。
2	町区 (町区おもてなし会)	中山道ウォーキング 町区おもてなし	9	中山道をキーワードに、地域住民が一丸となって町区の歴史・文化を県内外に発信するためにウォーキングイベントを実施し、地域振興と誘客促進を図る。
3	茂田井区 (茂田井区運営協議会)	中山道ウォーキング 茂田井区おもてなし	9	中山道沿いの地区としてイベントを盛り上げ、「里」の観光対策の一つとして中山道に関する史跡を全国に情報発信し、地域振興を図るとともに、「いにしへのロマンが通うたてしなの里」を目指す。
4	蟹原 くるみ、そばの会	くるみの里づくり	8	荒廃地対策として胡桃を植え、「胡桃の里」を目指すとともに、胡桃の木の間にそばを作り、胡桃とそばによる地域交流で地域の活性化を目指す。
5	立科町第8回 合唱祭実行委員会	立科町合唱祭	8	世代を越えて人と人の声が響き合うハーモニーの楽しさと、表現の豊かさを互いに発表し合い、音楽文化を広め向上させる。
6	桐原そばの会	そばを通じた交流事業	7	桐原住民の親睦と畑の荒廃化を防止するため、そばを栽培し、そば打ち講習会により世代を超えた交流を図る。
7	真蒲自治会	真蒲自治会灯籠作成	7	灯籠貼りや灯籠飾りを子供から高齢者まで一緒に作成し、世代を越えた自治会員相互の交流と親睦を図る。
8	細谷そばの会	農地保全、そば作りで地域の 活性化事業	7	そば作り・そば打ち教室・収穫祭を通して、遊休農地の解消と地域と仲間の交流の輪を広げ、明るい地域づくりを目指す。
9	大城 花の会	美しい地域づくり	7	大城区の高齢者の有志が中心となり、区内・大城通り沿いに花を植え、区の美しい環境作りを目指すとともに、区民相互の交流と地域の安心安全に貢献する。
10	姥ヶ懐里の会	姥ヶ懐都市交流事業	6	山菜や山ツツジ等の地域資源を活用し、都市住民に田舎体験をしてもらい地域住民との交流を通じ地域の活性化を図る。
11	地域活性美花の会	美しい地域づくり 「花いっぱい」 環境美化事業	4	地域企業と住民の協働で、沿線一体に数種類の花を咲かせ、住む人・訪れる人の心を明るく美しくする魅力ある地域づくりを行う。
12	サンフラワー日向	美しい地域づくりと 人材を育成する事業	4	日向地域の住民が中心となり、農道水路沿いに花壇をつくり、花の植栽を行う。地域内の高校生とも協力し、地域を担う人材の育成を図る。
13	藤沢なごみ会	「そば」でつなぎ延ばす 互助の郷づくり事業	3	そば作り・そば振る舞い会を通して、遊休農地の解消と景観保全及び地域の仲間と世代を超えた交流を図り、そば食文化の普及振興と良好な地縁（互助の郷）づくりを目指す。
14	中山道芦田宿 町づくり協議会	中山道芦田宿通り 花いっぱい運動	3	中山道を歩く旅人に対し、蓼高生とともに、街路樹のない沿道を朝顔や菊の花等色とりどりの花で飾り、おもてなしすることで、景観美化と地域振興を目指す。

15	JA佐久浅間 株式会社アメック	花いっぱい運動	2	整備されていない国道142号線沿いにある花壇を活用し、花を植え、きれいに飾ることで、住む人や訪れる人が共に楽しめる142号線沿線景観を目指す。
16	たてしな歴史研究会	たてしな町民歴史公開講座	2	立科町の歴史に関する講座を企画運営し、町民及び町外の方々に、立科町の良さや歴史の再認識をしてもらうことにより地域活性化を目指す。
17	ラビットクラブ	南裏町道沿いに花を植える。	1	南裏町道沿いに花（マリーゴールド、百日草等）を植えることで、環境美化を図る。
18	ぶらりSHINDEN まち歩き実行委員会	地域のお宝再発見 ぶらりSHINDEN まち歩き	1	西塩沢地区（新田）の自然、歴史、人に光を当てたまち歩き及び体験・交流事業の実施を通じ、地域の魅力を再発見し、交流による活性化を図る。
19	粉んなもの会	たてしなっ粉 「粉で地域の活性化」	1	「粉を加工して食を楽しむ」という目的に集まった同志が大豆をつくり、収穫・選別・製粉・アイデア料理作りや秋の料理コンテストに出品等し、楽しい支え合いの心づくりをする。また、製品を地域のイベントに提供し、笑顔づくりの”地域活性化”に努める。
20	大深山部落	伝統・文化の継承 「大内道 子育て地蔵尊 （六天様）の伝承」	1	大内道 子育て地蔵尊（六天様）の伝承を次世代につなげる取り組みとして、資料収集や子育て地蔵尊祭りの灯笼・幟旗等の再興、また周辺環境整備を行う。
21	立科子育て環境と地域のつながりを考えるフォーラム 実行委員会	立科子育て環境と地域のつながりを考えるフォーラム	1	それぞれの世代や立場での不安と強みを共有し、ピンチをチャンスとしていけるよう、「立科子育て環境と地域のつながりを考えるフォーラム」を実施する。

宗旨・宗派不問
自由霊園
ほたるの里

絆霊園

浅間連山から遠くは北アルプスまで望める大パノラマ

絆霊園概要
経営主体/宗教法人大雄寺（小諸善光寺）
駐車場・WC・水場 完備
許可番号：東御市指令 24 号市民第 149 号

自由に選べる3タイプ

1. 合 祀 タ イ プ
2. 個 別 安 置 タ イ プ 教に限りがございます。
3. 樹木葬(自然葬)タイプ 教に限りがございます。

※2・3は受付順となります。

- ★ 永代供養をご希望の方。
- ★ 単身の方（後継ぎのない方）
- ★ お墓をお持ちでない方。

おひとりおひとりが…
納得するまで個別相談いたします。

ご相談及び霊園見学ご希望の方
ご自宅からの無料サービス実施中!!

絆霊園管理組合
東御市御牧原 1799-2

永代供養料/一霊
30万円
分割払可



御牧の塔 合祀永代墓

**お申し込み
受付開始!!**



0268-71-0987
お気軽にお問い合わせ下さい

立科町では、地域経済の活性化を図るため、民間企業等の広告を有料で掲載しています。《お問合せ先：総務課財政係》

国民年金保険料の免除制度 があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

① 免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

注）付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されることが脱退となります。



※過去2年まで遡って免除申請ができます。

平成26年4月から法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、遡って免除等を申請できるようになりました。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、速やかに申請してください。

※平成28年度の免除等の受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

平成28年6月まで一部免除及び失業等を理由とした特例による免除が承認となった方は、7月以降新たに申請が必要です。

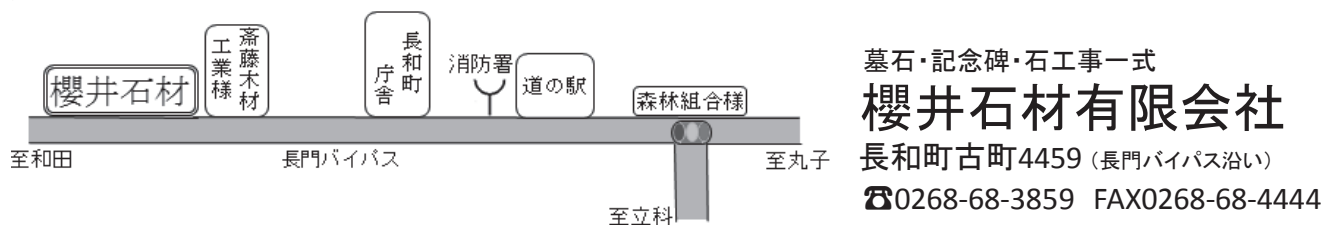
立科町消費者の会で 住民係 啓発活動を行いました



5月16日(月)ツルヤ立科店のご協力をいただき、立科町消費者の会と上田消費生活センターで、「悪徳商法追放キャンペーン」を実施しました。新しい巧妙な手口による消費者トラブルが多発しています。正しい知識を身につけ、被害を未然に防ぎましょう。

お墓Q&A ◇各種ご質問にお答えしますので、お気軽にお問い合わせください。

- Q. 納骨堂がとても湿っぽいのですが、改善方法はありますか？
 A. 改善できます。換気口を取り付けることにより軽減することができます。どうしても納骨堂は底部からの湿気により結露しやすいので、風の流れを作ってあげることが改善方法のひとつです。



立科町では、地域経済の活性化を図るため、民間企業等の広告を有料で掲載しています。《お問合せ先；総務課財政係》

皆様のご協力により、長野県はごみ排出量の少なさで全国第1位（平成26年度）となりました。今後も、環境に配慮したごみの減量化・資源化に、ご協力をお願いいたします。

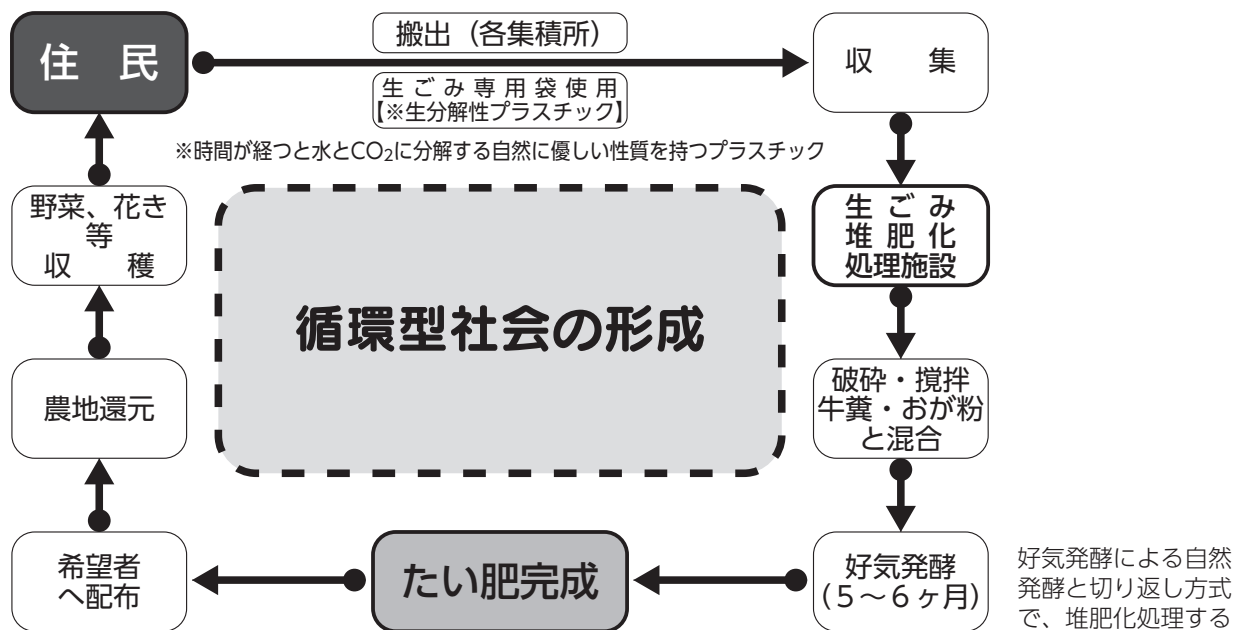
立科町の可燃ごみは年間約1,600 t、ごみの組成分類調査で厨芥類（生ごみ等）は約4割を占めています。立科町は農業が盛んなため、自らが生ごみを堆肥化し有効利用する方も多いわけではありますが、年間これだけの生ごみを焼却処分しているのが実態です。



長野県リサイクルキャラクター
「クルルン」

自らが堆肥化し利用することもできる生ごみ！
もし、この焼却処分されている「可燃ごみ（生ごみ）」が「資源ごみ」になるのなら?!
この生ごみを分別回収することにより、
生ごみ堆肥化処理施設で堆肥にすることが可能です!!

ごみ減量推進の柱ともなるのが、「循環型社会の形成」「3Rの推進」ですが、この生ごみ堆肥化により、次の循環型社会が形成されることとなります。



立科町では平成29年度より生ごみの分別回収を実施し、生ごみ堆肥化による循環型社会の形成を推進します。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、各分館にて住民説明会を開催する予定です。

また、「生ごみ堆肥化事業」については、広報たてしなで連載しご案内いたします。

ごみ分別・搬出のルール

- ・指定袋には必ず記名する。
- ・ごみ集積所への搬入時間は、当日の午前8時30分まで。
- ・生ごみや危険物を排出する際、過剰包装はしない。
- ・しょう油や漬物など、中身が入ったままの容器をごみとして排出しない。
- ・農業用マルチ、肥料袋や苗箱は、一般廃棄物ではありません。

今年もスタート！ 特定健診 毎日の生活が、あなたの未来を左右します！

環境保健係

保健
ニ
ュー
ス

こんな生活習慣はありませんか？



ストレスや不眠



食べ過ぎ・飲みすぎ



運動不足



喫煙習慣

高血圧、脂質異常症、糖尿病、脳卒中、心臓病、がんなどの生活習慣病は、1日1日の生活習慣の積み重ねによって発症の危険性が変わってきます。

つ・ま・り！ 生活習慣を見直せば、あなたの将来も変えることができます。

特定健診は、今の健康状態を客観的なデータで確かめ、生活習慣を見直すきっかけになります。特定健診も「年に一度の生活習慣」として取り入れていきましょう。

立科町では、平成28年度から、特定健診対象者のすべての方の健診料金を無料としています。健診申し込みはこれからでも間に合いますので、是非あなたの健康管理にお役立てください。

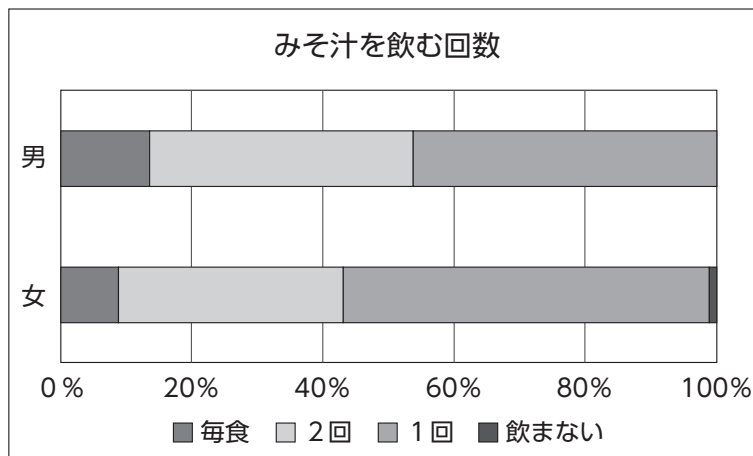
環境保健係



減塩モニターアンケートの 結果をお知らせします！（最終回）

今月は、みそ汁の塩分濃度測定の結果をお伝えします。

みそ汁を飲む回数は1日1回としている方が、女性では5割以上、男性でも約5割いらっしゃいます。また、毎食みそ汁を食べると回答された方々も、だしは天然だしを使用し、塩分を0.5~0.7%くらいにしている方が多く、ここからも、減塩に対する意識の高さがうかがえます。



実際の塩分測定結果を見てみると、測定していただいた塩分測定の平均は、0.7%。比較的薄めの味付けのようです。塩分濃度的には「うすい」とされる0.3~0.5%でも、みそ汁を飲んだ感想は「濃い」と感じる方もいらっしゃり、だしや具材の組み合わせによって味の感じ方は様々なようです。

今回の減塩モニター事業では、「みそ汁」の塩分測定をお願いしましたが、「みそ」は発酵食品として食べたい食品の一つであり、みそ汁だけから塩分を摂取しているわけではありません。食事全般の味付けや食事量、おやつの内容などを見直し、健康的な食生活を送りましょう。

食生活改善推進員（ヘルスマイト）は、家族や地域の住民に対して食生活の改善を中心とする健康づくりを働きかけるボランティアです。

この講座は、食生活をはじめ運動、休養などの健康づくりについての正しい知識と技術を学び、より良い健康生活を実践し、地域で健康づくりを推進する食生活改善推進員を養成するものです。

【対象】 佐久地域に在住で、家庭や地域で食生活を通じた健康づくりを推進する食生活改善推進員として活動していただける方。（性別は問いません）

【日時】

回数	日付	時間
1	7月29日(金)	午前9時30分～午後3時30分
2	8月9日(火)	午前9時30分～午後3時30分
3	8月30日(火)	午前9時30分～午後3時30分
4	9月9日(金)	午前9時30分～午後3時30分

※3回以上出席した場合に修了となります。

【会場】 長野県佐久合同庁舎（佐久市跡部65-1） 【定員】 30名（申込み順）

【内容】 健康づくりに関する講話・調理実習など

【参加費用】 無料。ただし、調理実習代等として1,000円程度かかります。

【申込み締切】 7月15日(金)まで

【申込み・問合せ】 直接または電話で、佐久保健福祉事務所 健康づくり支援課
（電話 0267-63-3163、FAX 0267-63-3221）へお問合せください。

後期高齢者医療制度の保険証が更新になります

高齢者支援係



なお、古い保険証は、8月1日以降に、ご自身で裁断し破棄してください。

この8月1日からご使用いただく後期高齢者医療制度の保険証を、7月下旬に、住民票に記載された住所または長野県後期高齢者医療広域連合にあらかじめお届けいただいた送付先に「転送不要」扱いで、長野県後期高齢者医療広域連合（クリーム色）の封筒で郵送します。

「転送不要」となっているため、受取人が郵便局に転居届を出されていても郵便物は転送されませんので、住民票に記載された住所以外の場所への送付を希望される方は、高齢者支援係へご相談ください。

新しい保険証がお手元に届きましたら、住所・氏名・自己負担割合などの記載内容を確認してください。

**保険証と併せて
「限度額適用・標準負担額
減額認定証」も更新します**

減額認定証を既にお持ちの方で、市町村民税非課税額の被保険者で引続き対象となる方全員に、7月下旬までに新しい減額認定証を送付いたします。新しい減額認定証が届いたら、住所、氏名などの内容を確認してください。

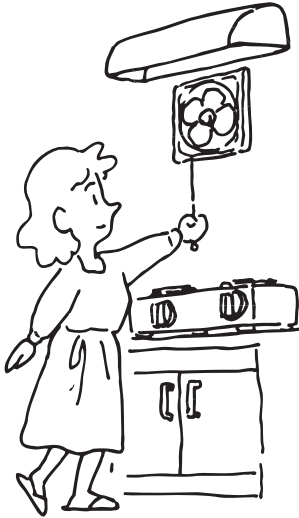
古い減額認定証は、8月1日以降ご自身で裁断し破棄してください。

なお、減額認定証の交付にあたりましては、該当する被保険者の方々の負担軽減のため、減額認定申請書を提出する必要がありますが、下記事項に該当する方は減額認定申請書の提出を願います。

①「適用区分Ⅱ」に該当する方のうち、平成27年8月以降の申請月12月以内の入院日数が91日以上となる方で、長期入院該当認定を受けようとする方

②今までに減額認定証の交付を受けたことがない方で、初めて減額認定証の交付を受けようとする方

熱中症を防ぐ5つのポイントと具体策



①温度に気をくばろう

- ・天気や気温をチェックし、暑い日や暑い時間帯は注意する
- ・日影を選んで歩く
- ・日差しを遮り、風は通す（すだれやカーテンで直射日光を防ぎ、こまめに窓を開けて風通しをよくする）
- ・扇風機とエアコンの併用で、冷気を循環させるなど、上手に使う
- ・涼しい素材（木綿や麻、吸汗・速乾性に優れたもの）の服を着る
- ・日傘や帽子を使う
- ・クールビズ（襟元を緩めると熱気を外に逃がします）
- ・打ち水（蒸発するときまわりの熱を奪うので、温度上昇を抑えます）

②飲み物を持ち歩こう

- ・活発に動いてなくても知らずに汗をかいています。こまめに水分補給する
- ・のどが渇く前に飲む（「出かける前のコップ一杯」を習慣に）
- ・塩分も一緒に補給（スポーツドリンクや塩分入りの飴を携帯する）



③休息をとろう

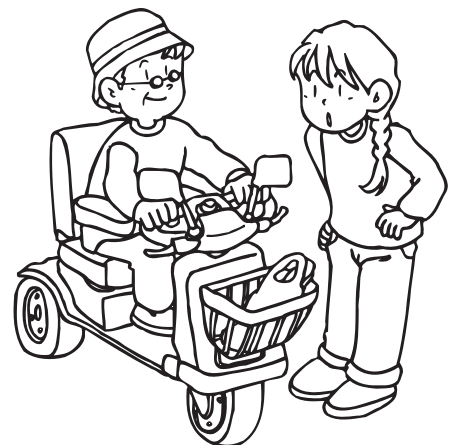
- ・暑さや疲れを感じたら無理せず、早めに涼しい場所で休む
- ・体調がよくないときは、暑いところでの活動は控える
- ・軽く汗をかく習慣づくり（上手に体温調節を行うためには、汗をかくことが大事。適度に汗をかく運動を習慣にする）
- ・ぐっすり眠れる環境づくり（通気性のよい寝具の利用、窓を開けるなど）

④栄養をとろう

- ・朝食を抜かない（規則正しく、取るべき栄養と水分を摂る）
- ・暑さでエネルギーを消耗する分、食材選びや調理方法を工夫して栄養補給する

⑤声をかけ合おう

- ・家庭内での気づかい（家庭の中で声をかけ合い、お互いの様子を知ろう）
- ・ご近所での気づかい（近所に一人暮らしの方はいませんか？ 声かけが命を救うこともあります）
- ・職場での気づかい（休息をとりやすい雰囲気も大切です）
- ・運動時での気づかい（仲間同士で体調に変化はないか、気づかいながら運動を楽しみましょう）
- ・季節のあいさつでの気づかい（暑中見舞いやお中元などの季節のあいさつに「熱中症にお気をつけください」とひとこと添えてみましょう）



立科町緊急通報装置のシステム変更について

高齢者支援係

町では「住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくり」を推進する中で、平成28年度より緊急時の見守り支援の拡充を図るため、緊急通報装置システムの変更を行います。

従来は緊急通報装置の貸与を行っていましたが、今後は、事業者に委託を行い、24時間体制のコールセンターでの対応の他、自宅内にセンサーを設置することで、緊急時の見守り支援の充実を図ります。下記の要件をご確認いただき、設置を希望される方は、町民課 高齢者支援係までご連絡ください。

新しい緊急通報装置の主な特徴

- 委託事業者の支援センターにて、24時間体制で見守りを行います。
⇒緊急時に登録してある家族への連絡や、緊急時の通報等の充実を図ります。
- 電話機に設置する通報装置・携帯用ペンダントの他、自宅の居間等の1箇所にセンサーを設置します。
⇒一定時間（24時間）センサーが感知しない場合には、監視センターに通報が入り安否の確認を行います。
- 「相談」ボタンの設置
⇒健康のことなど、日常の簡単な相談が行えます。

対象者

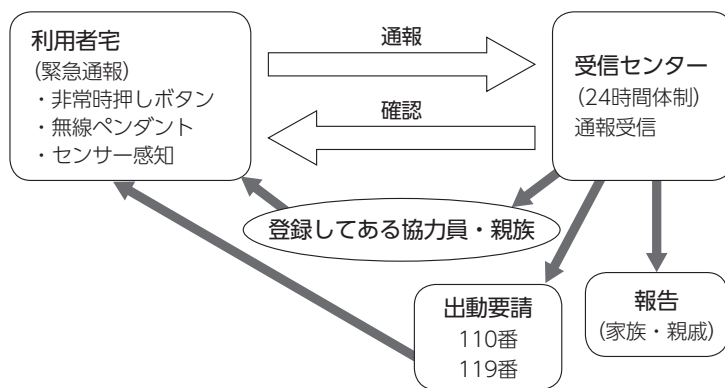
- ・おおむね65歳以上の独り暮らし老人又は高齢者のみの世帯
- ・重度の身体障害者で独り暮らしの者等

利用料

・月額 500円

（※通報装置の設置・撤去費用については、町の補助により費用負担はかかりません。また、月額の利用料につきましても、町の補助により月額500円となります。

緊急通報装置のしくみ



高齢者支援係

介護保険負担限度額認定について

介護保険の認定を受けて、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の施設入所サービス及び短期入所（ショートステイ）サービスを利用している方の食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定につきまして、平成28年8月以降の申請を受け付け致しますので、下記の要件をご確認いただき申請をお願い致します。

平成28年8月より、国の制度改正により、利用者負担（第2段階と第3段階）区分を判定する要件の年金収入等について、新たに非課税年金（遺族年金、障害者年金等）を収入として算定するようになります。

1. 支給要件

次のどちらの要件も満たす方で、収入や所得により負担段階（第1段階～第3段階）が判定されます。

- (1) 本人が住民税非課税世帯で、世帯を別にする配偶者も住民税非課税であること。
- (2) 保有する預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること。

2. 申請場所

立科町役場 町民課 高齢者支援係

3. 提出書類

- (1) 介護保険負担限度額認定申請書
- (2) 本人及び配偶者の所有する預貯金等の通帳の写し

4. 認定期間

平成28年8月1日～平成29年7月31日

※前年度、負担限度額認定証を交付されている方につきましては、7月上旬に更新の通知をお送りする予定です。

福祉医療(医療費助成)制度について

福祉係

福祉医療制度は、医療機関や薬局等の窓口で支払った医療費等のうち、保険適用になった自己負担分の一部について町が助成する制度です。

次の表に該当する方は、資格が取得できる場合があります。資格認定を受けておらず該当すると思われる場合は、役場福祉係の窓口でご相談ください。

区分	対象者	所得制限	
		本人	扶養義務者等
乳幼児	出生から就学前	なし	なし
児童	小学生から高校生	なし	なし
妊産婦	母子手帳交付日から出産月等の翌月末日までの間にある者	なし	なし
障害のある方	身障手帳1級・2級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠
	身障手帳3級	所得税非課税者	
	療育手帳A1・A2・B1	特別障害者手当準拠	
	65歳以上国民年金法施行令別表該当 精神保健福祉手帳		
母子・父子家庭の親と子、父母のいない児童		児童扶養手当準拠	

※障害のある方で年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし

福祉医療費給付金の対象範囲

医療機関等の窓口では通常どおり自己負担分のお支払いをいただきますが、後日、口座振込みで医療費等の一部（保険適用分）が町から給付金として支払われます。ただし、給付金は受給者負担金と高額療養費、附加給付金を除いた額となります。

- ・ 県内受診の場合…受診の際、「福祉医療費受給者証」を提示してください。町への申請手続は必要ありません。
- ・ 県外受診の場合…保険点数が明記された領収書をお持ちになり福祉係の窓口で申請をしてください。

※その他、医師の指示によりコルセットなどの治療用器具を作ったとき、はり・きゅう・マッサージの施術を受けたときは役場窓口で申請が必要です。申請手続に必要な書類等はください。

現在、受給者証をお持ちの方へ（福祉医療費受給者証の更新について）

受給者証の有効期間は、基本的に1年であり、毎年8月1日に更新されます。

資格判定を行い、引き続き受給資格対象となる方には7月中に新しい受給者証をお送りします。

(※「乳幼児・児童・妊産婦」は除きます。)

税務係

「地籍図根点」の調査作業の実施について

実施期間：6月中旬～10月中旬

対象地区：山部地区と牛鹿地区の一部

「地籍図根点」とは、国土調査の際、測量の基準として設置したもので、土地の分筆測量や境界の復元測量など現地測量をするうえで非常に大切なものです。

国土調査事業が完了してから20数年が経過し、地籍図根点の中には、無くなってしまうたり、損傷してしまったものが数多くあるため、町では計画的に復元作業を行っております。

今年度は、山部地区（上房・山部・真蒲・滝神・平林）と牛鹿地区の一部（牛鹿）の現地調査を行います。そして、来年度（平成29年度）復元作業を行います。

このため、道路上や、皆様の土地に町が委託した測量業者が立ち入らせていただき、作業をさせていただきますことがございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

“災害時要援護者支援台帳”ただいま更新中です！

町では災害時に備え、災害時要援護者支援台帳を作成しております。本年も台帳の見直しの期間となりましたので、地域の民生児童委員が申請用紙の回収に訪問いたします。皆様のご協力をお願いいたします。

すでに登録されている方

- 1、郵送されました前回の申請内容を確認し、追加するもの、削除するものなど、加筆をお願いいたします。また訂正等ない場合はそのままご提出いただきますが、訂正のある場合もない場合も、申請用紙の下の段にあります項目に、チェック してください。さらに、同意年月日、氏名の記入や押印をお願いいたします。
- 2、回収に関しては地域の民生児童委員さんに個別に訪問いただきますが、役場福祉係に提出いただいても結構です。

新規に登録を希望される方

- 1、自力で避難することが困難な方で、個人情報の提供に同意される方は、専用の台帳用紙を配布いたしますので、役場福祉係や地域の民生児童委員さんに連絡をお願いいたします。



“災害時要援護者台帳”とは…

災害時等に、自力で避難することが困難な方（高齢者や障がいをもっている方等）の住所や連絡先などの個人情報を、自治会や民生児童委員に提供することに同意された方々の台帳です。

慰霊巡拝について

日本遺族会では、戦没者遺児の方を対象に、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、現地の方々との友好親善を深めることを目的に、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」への参加を呼び掛けています。

費用は、参加費として10万円。5年を経過した方（平成22年度以前参加者）は2回目の応募ができます。

訪問予定地ごとに、実施期間・申込締切が異なります。実施時期や日程等詳細につきましては、日本遺族会事務局（03-3261-5521）へお問合せください。

参加ご希望の方は、立科町遺族会（事務局：社会福祉協議会）までお申込みください。

実施地域

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| ①旧満州 | ②旧ソ連 | ③西部ニューギニア |
| ④マリアナ諸島 | ⑤トラック・パラオ諸島 | ⑥東部ニューギニア |
| ⑦ボルネオ・マレー半島 | ⑧フィリピン | ⑨ソロモン諸島 |
| ⑩ミャンマー | ⑪台湾・バシー海峡 | ⑫中国 |

特定地域

- | | | |
|-----------|----------|----------------|
| ①西武ニューギニア | ②ビスマーク諸島 | ③マーシャル・ギルバート諸島 |
|-----------|----------|----------------|



主催：一般財団法人 日本遺族会

- 立科小学校/午前9時～午前11時30分
電話 56-3131 (呼)・有線2190 (呼)
- 立科中学校/午後2時～午後5時
電話 56-1076 (呼)・有線2251 (呼)
- 立科町児童館/
午前 11時40分～午後 1時30分
電話 56-0303 (直通)
有線 8889 (直通)

※予約をされる方は児童館または小・中学校の
教頭先生へご連絡をお願いします。

学校は疲れるよ、お母さん!

～先輩のお母さんから
後輩のお母さんへの^{エール}声援～

立科町教育相談員 岩上起美男

以前、定期的に教育相談を続けていた
或る母親から、今春、久しぶりに連絡を
いただき、その頃の思いやその後のこと
をお聴きする機会がありました。

当時を振り返って、その方が次のよう
に語ってくれました。これは先輩のお母
さんから後輩のお母さんへの声援ではな
いか、と感じながら、長女の苦しい中学
生時代を支え続けた母親のお話に聴き入
りました。

娘のA子が、中学校に入学してからし
ばらくして、ぼそっと、「学校は疲れる
よ、お母さん!」と言いました。

同じクラスの何人かの女子生徒が、先
生方の目の届かないところで、また、遊
びを装って、ターゲット(標的)の生徒
を変えながら、聞こえよがしに悪口を
言ったり、からかったりして、苛々した
感情をぶつけていたのだそうです。

A子は、そのような行為を目の当たり
にしますと、とても嫌な気持ちになっ
たようです。そのため、必死にその渦に巻
き込まれないようにしていました。しか
し、教室という狭い生活空間で常にそう
気を遣うことによって、心も体も緊張し、
次第に心身の疲労とストレスを覚えるよ
うになりました。

しかしながら、人が嫌がることを執拗

に繰り返す生徒を注意する気には、とて
もなれなかったそうです。言っても聞き
入れるどころか、自分が次のターゲット
になってしまおうと感じていたからです。
大人は、勇気を出して注意しようとか、
もっと強くなれとか、簡単(?)に言い
ますが、このような状況における子ども
の絶望的な心理を分かっているのでは
ないでしょうか。

後で知ったことですが、A子は、これ
らのいじめ行為を学級担任の先生に相談
する気持ちにもなれなかったようです。
先生に話しても、決して解決には至らな
いと察していたからです。A子には、先
生は何人かの生徒が醸し出す荒んだ雰
囲気に流されている、と見えたのです。

なのに、私はA子に、「そんなに疲れ
るなら、先生に話して、先生から指導し
てもらいなさい。」と言いました。

「疲れる」という何気ない子どもと言
葉の底に、どれほど重く、深刻な苦しみ
や切なさ、怒り、哀しみが横たわってい
たのか、理解できなかつたのです。

なぜ、あのとき、あんな通り一遍の助
言をしたのか……。

おそらく、当時、仕事を続けることに
精一杯で、気持ちの余裕もなく、私自身
も疲れ切っていたために、A子の悩みを
親身に受け止めることができなかつたの
だと思えます。母親である私に、A子を

支えるエネルギーがなく、A子が母親に
求めたエネルギーを与えることができな
かつたのです。

さらに、A子はこのような対人関係の
問題は自分で乗り越えられる子、と心の
どこかで楽観視していたことも一因のよ
うに思います。

あのとき、A子が発した「SOS」を
敏感にキャッチして、素早く対応できな
かつたことは、母親として悔いても悔や
みきれません。このとき、A子に起こっ
ていたこの大変さに気づいていれば、
後に降りかかってきた苦難は、多少なり
とも異なる状況に向いていたかも知れな
いからです。

それから間もなくして、A子もター
ゲットになってしまい、教室に入ること
ができなくなり、保健室で過ごすことが
多くなりました。そして、中学校の登校
日数の半分以上を欠席しました。



学校に行つて、勉強したり、部活動を頑張ったり、友だちと楽しく喋ったりしたいのに、どうしても学校に行けなくなりました。A子は、中学校への入学に当たつて、中学校で3年間きちんと勉強して、志望高校に進みたいと考えていましたが、それがかなわなかつたのです。子どもが、教室や部活動の場に居場所がなく、登校できないというのは本当に辛いことです。身が震えるほど切なく、悔しいことです。

その原因やきっかけとなつた子どもたちが、のほほんと登校して、何事もなかつたかのように傍若無人に行動し、A子の机を私物置き場に行動しているような振る舞いは、ただただ恨めしいばかりでした。

新しい学級担任のB先生が、その後のA子にとつても、母親である私にとつても、大きな支えになりました。

初めてお会いしたとき、B先生が、「A子さんは、大変苦しく、切ない体験を強いられて、心を深く傷つけられたのですね。可哀想に……。」と、親身に共感してくれました。目頭がじいんと熱くなり、児童・生徒にとつて、いかに先生方の存在が大切か、痛感しました。

B先生は、登校できないA子のために、家庭訪問や電話連絡などを通して、さりげなく手を差し延べてくれました。殊に、

A子が非常に気にしていた学習の遅れについて、適切な助言と配慮をしていただき、今でも心から感謝しています。

A子は、保健室の先生にも、温かく見守つていただきました。

塾の先生にもずっと、細やかに、粘り強く支えていただきました。

短い期間でしたが、フリースクールの先生にも大変お世話になりました。

教育相談員にもいろいろなことを相談して、いろいろなことを教えてもらいました。話を聞いてもらうことによつて、

自分の気持ちを整理したり、冷静に、客観的に母親としての自分を見つめ直したりすることもできました。当初は相談することにためらいもありましたが、思い切つて相談して、本当に良かったと思います。

父親も内心は心配や不安、憤りなどを抱えていたと思いますが、常にA子を温かく支え、A子の話についても真剣に耳を傾けていました。あるとき、A子の大変さをきちんと受け止めていれば……、

という自責の念に苛まれていた私を責めることもありませんでした。このような父親の受容的な姿勢が、A子が幾つもの険しい峠を乗り越える原動力のひとつになったと思います。

多くの方の温かいご支援によつて、A

子はC高校に合格することができました。

その喜びはひとしおでしたが、やはり、高校でも中学校と同じことが起こるのではないか、と心配でした。半面、A子の

苦しい体験を通して、私自身も少しは成長したのでしようか、A子を信じ、「そのときは、そのとき！」と腹を括つてい

る母の強さも感じていました。

そんな親の心配をよそに、A子は、C高校の卒業文集に、「最高の高校3年間！」と書き綴つたように、楽しく、充実した高校生活を送りました。そして、

勉強も大いに頑張り、希望する大学に進むことができました。

私の苦しい体験と反省が少しでも、今現在、当時の私のような苦しみに直面している後輩のお母さんのお役に立つならば、嬉しい限りです。

特に、次の点については、きちんとお伝えして、A子のような辛い中学校生活を送る子がいなくなると同時に、児童・生徒誰もが充実した学校生活を送ることを切に願っています。

○親は、どんなに忙しくても、どんなに疲れていても、子どもが「SOS」を発したときは、その場できちんと受け止めて、親身に相談に乗り、真剣に対応する。

○親は、子どもの何気ない言葉の底にある切実な思いを敏感に感じ取り、子どもに起こっている事実とその因果関係を把握し、子どもを全面的に支える。

○悪口を言つたり、無視したり、仲間外しにしたり、また、苛々した感情をぶついたりする行為は、人の心を傷つけるいじめであり、差別であり、人権侵害であり、さらには、尊い命までも奪う犯罪である。だが、いじめ行為を繰り返す子の大半は、その自覚がない。

このような子の親も、「あれは遊びだ。子ども同士、ふざけ合つてただけだ。」以前、うちの子も同じようなことをやられた。「学校で起こつたことは学校の責任だ。学校で指導しろ。」

「いじめられる子にも原因がある。」と、責任転嫁や正当化に走る傾向がある。しかし、親は親の責任として、理由の有無を問わず、いじめは絶対に許されない卑劣な行為であることを、子どもが納得するまで全身全霊で教えなければならぬ。いじめ行為によつて、義務教育の機会を奪われ、甚大な精神的苦痛と時間的な犠牲、経済的な負担が強いられる子と、その親、その家族がいるからだ。そして、まことに痛ましいことだが、時には自ら命を絶つ子もいるからだ。

スポーツ推進委員を募集します!!

教育委員会

スポーツ推進委員をご存知ですか？

スポーツ推進委員とは、立科町のスポーツ振興のために次のことを行っていただく方です。

- ①社会体育全般の企画、運営に関すること。
- ②スポーツの実技指導に関すること。
- ③スポーツ活動の促進のための組織・育成に関すること。
- ④スポーツ指導員との連携、協力活動の推進に関すること。
- ⑤学校、公民館のような教育機関や役場等の行政機関が行うスポーツ行事や事業への協力に関すること。
- ⑥スポーツ団体等の行うスポーツ行事や事業への協力に関すること。
- ⑦町のスポーツ振興に対する指導・助言に関すること。

主に、⑤の町でのスポーツ行事や事業で運営や審判としてご協力をお願いしています。

そこで、以下のとおりの内容で募集いたします。

ご興味のある方はお気軽に教育委員会までご連絡ください。

対象となる方 以下のいずれか一つでも該当していれば対象となります。

- ・スポーツが好き、体を動かすことが好きな方
- ・様々なスポーツ（従来のもや、ニュースポーツなど）に興味のある方
- ・町のスポーツ行事に興味のある方

18歳以上の方（高校生は含まない）で男女は問いません。

資格は特に必要ありません。

定員 3名

任期 委嘱日から平成29年3月31日（第一期）
※第二期以降は平成29年4月1日から平成31年3月31日（2年任期）

連絡先 立科町教育委員会 社会教育人権政策係
電話 56-2311 有線 2311 内線252
FAX 56-2310

新盆見舞金の廃止に

教育委員会

ご協力をお願いします

～新盆・法事は簡素に行いましょう～

公民館生活改善推進本部では、佐久地域生活改善申し合せ事項に基づき、新盆の見舞金廃止について、次のとおりご協力をお願いしています。

- 1 新盆の見舞金は包まない。
- 2 お見舞いに来られた方には記帳していただき謝意を表す。
お返しや接待などは行わない。（ただし、近親者は別。）

※「新盆の見舞金のご辞退します」の貼り紙は中央公民館に用意してありますので、必要な方は、お手数でも中央公民館へお申し付けください。

新着図書

「カエルの楽園」

百田 尚樹 (著) 新潮社 (出版)

安住の地を求めて旅に出たアマガエルのソクラテスとロベルトは、平和で豊かな国・ナパージュに辿り着く。そこではツチガエルたちが、奇妙な戒律を守り穏やかに暮らしていたが…。

「イヤシノウタ」

吉本 ばなな (著) 新潮社 (出版)

みんなが、飾らず無理せず、自分そのものを生きることができたら、世界はどんなところになるだろうか。日常を見つめ、自分の本当の時間を生きる術を伝える81編の言葉。

「真田十勇士」 1～3

小前 亮 (著) 小峰書店 (出版)

戦国の世を舞台に、時代の波に翻弄されながらも果敢に立ち向かう知将・真田幸村と、猿飛佐助ら十人の勇者たちの活躍を描く。

「いつだってともだち」

内田 麟太郎 (作) 降矢 なな (絵) 偕成社 (出版)

ともだちのオオカミばかりか、森じゅうのみんなから変な態度をとられたキツネは、ひとりぼっちになった気分。みんなは何を企てているのかな? 人気のシリーズ第12弾。



お知らせ

「ちゅうりっぷの会」による

乳幼児のためのおはなし会

日時 7月27日(水) 午前10時30分～

場所 中央公民館 視聴覚室

対象 0歳児～

大型絵本・パネルシアターなど

親子でお楽しみください!

図書館利用案内

開室時間

●月曜日～土曜日 午前9時30分～午後6時
(土曜日は午後5時)

●日曜日・祭日 午後1時～午後5時

*お一人 5冊まで 2週間借りられます

「公民館図書館30周年記念セレモニー」



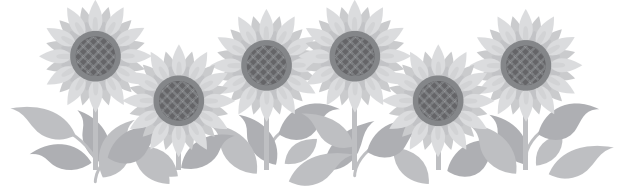
昭和61年5月に公民館図書館が開室され、この5月に30周年を迎えました。このことを記念し、5月28日(土)中央公民館において「図書館開室30周年記念式典」及び「記念事業大きなおはなし会」を実施しました。

記念式典では当時「図書館設立の会」の代表として図書館開室に尽力された横谷忠彦さん(上房)に、その功績を讃え感謝状が送られました。また、図書館の利用者代表として土屋りかさん(蓼科・小6)には「図書館に期待すること、感じること」を作文にして発表していただきました。

式典の後に実施された「大きなおはなし会」では町内の読み聞かせグループによる絵本の朗読や人形劇、各グループ協力しての劇「うらしまたろう」が行われ、会場の子ども達に楽しんでいただくことができました。

7月は人権について考える強調月間です

長野県では、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、すべての人が互いに支えあいながら共に生きる「人権が尊重される長野県」へ向けて、7月を「人権について考える強調月間」と定めています。人権について考えるイベント等を企画していますので、ご参加ください。

強調月間 7月1日(金)～7月31日(日)


●人権啓発ポスター展

株式会社電通で実施している「人権アートプロジェクト」で製作されたポスターの展示

日程 7月23日(土)～8月21日(日)

場所 県人権啓発センター

(千曲市屋代260-6 長野県立歴史館内)

●企業人権セミナー

日時 7月26日(火) 午後2時30分～4時

場所 松本市中央1丁目18-1

Mウイング ホール

内容 講演会 テーマ「誰もがその人らしく暮らせる社会を実現するために」

～障害者差別解消法と企業に期待される役割～

(講師) 平野 方紹 (ひらの まさあき) 氏

(立教大学教授)

●人権啓発センター巡回展

県人権啓発センターで展示されている人権パネル等の展示

日程 7月9日(土)～7月11日(月)

場所 アリオ上田 1階モール通路 (上田市天神3-5-1)

再利用できる住宅募集中

企画振興係

空き家バンクに登録して、資産の有効活用しませんか！



町では移住を支援するために、再利用できる「空き家」を募集しています。

広く住民の皆様から情報をいただくために、固定資産税の納入通知書に「資産の有効活用しませんか？ 空き家バンク登録物件募集中！」のチラシを同封いたしました。

現在町外から「立科町に住みたい、住んでみたい」という希望者が大勢いますが、この皆様方の希望に添えていないのが実態です。まだまだ、再利用できる住宅が不足していますので「売りたい・貸したい」希望の住宅がありましたら、企画課までご連絡をお待ちしております。

提出していただく住宅情報

住宅所有者の住所、氏名、電話番号、空き家の所在地等

流れ

申請

調査 [町]

登録

再利用決定 [資産の運用開始]



お問合せ先 役場 企画課 企画振興係 電話 56-2311 有線 2311 FAX 56-2310

立科町成人式

教育委員会

新しい人生の一步を踏み出した成人の皆さんをお祝いするため、次のとおり式典を催します。

■日時 8月15日(月) 受付：午後1時～1時30分 式典等：午後1時30分～4時

■場所 老人福祉センター

■対象者 平成8年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で、現在、立科町に住民登録のある方（進学などにより立科町内に住民登録のない方で、家族が町内に在住されている場合は対象となります。）

通知の届いていない方や返事を出していない方で出席される方は、下記までご連絡ください。

■連絡先 立科町中央公民館 有線4000



平成28年度 佐久広域連合職員採用試験のお知らせ

1 試験区分、職種、採用予定人員及び勤務予定機関

試験区分	職種	採用予定人員	勤務予定機関
上級	消防職員	若干名	・佐久広域連合消防本部 ・佐久広域連合各消防署
中級	消防職員	若干名	
初級	消防職員	若干名	

2 受験資格

平成28年9月1日現在、佐久地域広域市町村圏内（小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡）に住民登録をして佐久地域広域市町村圏内に居住している者（修学、就職などのため他市町村に住む者で、家族が佐久地域広域市町村圏内に居住している者を含む）で、将来にわたって佐久地域広域市町村圏内に居住する予定の以下の要件を満たす者。

- (1) 上級 消防職員 昭和63年4月2日から平成7年4月1日までに生まれ、4年制の大学を卒業した者。（平成29年3月卒業見込み者を含む）
- (2) 中級 消防職員 平成5年4月2日から平成8年4月1日までに生まれ、救急救命士法に基づく救急救命士の資格を有する者。
- (3) 初級 消防職員 平成5年4月2日から平成11年4月1日までに生まれ、高等学校程度の学力を有する者。

3 試験の日時

- (1) 第1次試験 9月18日(日) 午前9時～午後3時（予定）
佐久広域連合消防本部 3階講堂
- (2) 第2次試験 第1次試験合格者に別途通知

4 受験申込受付期間

7月26日(火)から8月17日(水)まで

申込書は、7月8日(金)から佐久広域連合事務局又は佐久広域連合消防本部および最寄りの消防署で交付します。

その他、欠格事項、試験の方法および内容、受験手続き等の詳細は下記までお問合せください。

◇佐久広域連合消防本部総務課職員係 ◇電話 0267-64-0119



町民まつり「立料えんでこ」(8月6日(土)開催) への出店希望者を募集します

町民まつり実行委員会

出店希望者募集

出店資格 町内に住所のある者(社)
出店内容 食品の調理販売以外の物
申込方法 町民まつり実行委員会の定める申込書による

お問合せ・お申込み先

7月22日(金)までに町民まつり実行委員会事務局
(役場：企画課)までお申込みください。



平成28年度 自衛官採用試験のお知らせ

自衛官候補生

受験資格：平成29年4月1日現在、18歳以上27歳未満の男女
男子試験：9月17日(土)～19日(月)の内2日間
女子試験：9月23日(金)～27日(火)の指定する1日
待遇等：2年又は3年の任期で勤務し、任期満了時に任期を継続するか民間企業へ就職するかを選択。選抜試験合格で定年まで勤務可能
キャリアアップ：選抜試験に合格すると、専門職(航空管制官・准看護師など)の道も(陸上自衛隊)

一般曹候補生

受験資格：平成29年4月1日現在、18歳以上27歳未満の男女
1次試験：9月16日(金)又は17日(土)(筆記試験等)
2次試験：1次合格者(合格時に細部発表)
待遇等：入隊後2年9月以降選考により3曹へ昇任
キャリアアップ：選抜試験に合格すると、専門職(航空管制官・准看護師など)の道も。更に3曹昇任後は、パイロット、放射線技師、臨床検査技師の選抜試験も受験可能(陸上自衛隊)

航空学生

受験資格：平成29年4月1日現在、高卒(見込含)で21歳未満の男女
1次試験：9月22日(木)祝日(筆記試験)
2次試験：1次合格者(合格時に細部発表)
待遇等：入隊後約6年でパイロット(幹部自衛官)

※3種目共通の受付期間：8月1日(土)～9月8日(月)



細部のお問合せは、自衛隊上田地域事務所(0268-22-5267)又は下記説明会へ

●自衛官採用説明会 日時：7月9日(土)・10日(日) 午前10時～午後4時

場所：自衛隊上田地域事務所及び佐久平交流センター

お知らせ

INFORMATION

佐久一日合同行政相談所のお知らせ

不動産の登記、年金、道路や農地など役所の仕事についての相談、また弁護士や税理士などの専門家への相談ができる一日合同行政相談所を開設します。

相談は無料で、秘密は守られます。

なお、事前の予約は不要ですが、混雑状況により、受付を早めに締め切らせていただく場合があります。ご承知ください。

日時 7月19日(火) 午後1時～4時

(受付は午後3時30分まで)

場所 佐久平交流センター

2階第5会議室

住所 佐久市佐久平駅南4-1

お問合せ先

総務省長野行政評価事務所

電話 026-235-5566

お気軽にご相談ください。

INFORMATION

「立科町を美しくする日」は7月24日(日)です

各地区の環境衛生指導員さんや役員さんの指示により、自宅や公民館等公共施設の周り・下排水路・河川・道路等の草刈りやごみ拾い等をお願いします。皆さんの力で、町をきれいに保ちましょう！

INFORMATION

長野県立病院機構職員募集のお知らせ

採用予定 平成29年4月1日

採用予定職種 看護師・助産師

受験資格 次のいずれの条件も満たす者

①昭和32年4月2日以降に生まれた方

②看護師免許または助産師免許を有する方(もしくは来春までに取得見込みの方)

みの方)

試験日 第2回 8月27日(土)

8月28日(日)

(申込締切:8月17日(水))

第3回 10月22日(土)

(申込締切:10月12日(水))

詳細はホームページでご覧になれます。

<http://www.pref-nagano-hosp.jp/honbu/kango>

INFORMATION

司法書士による「取決めがなくてもOK! 全国一斉 養育費相談会」養育費に関するあなたの悩みを教えてください!開催のお知らせ

長野県青年司法書士協議会と全国青年司法書士協議会では、養育費に関する電話相談会を開催します。

日時 8月7日(日)

午前10時から午後4時まで

電話 0120-567-301

(フリーダイヤル)

相談料は無料です。秘密は厳守します。

お問合せ先

長野県青年司法書士協議会

電話 026-274-5641

INFORMATION

無料法律相談会のお知らせ

司法書士無料法律相談会

日時 平成28年7月23日(土)、9月24日(土)

11月26日(土)

平成29年1月28日(土)、3月25日(土)

各日午後1時～3時

場所 イオン佐久平店2階

イベントホール

相談テーマ

不動産登記・会社登記・不動産売買・贈与・相続・多重債務・借地借家・成年後見・悪質商法・貸金回収など

※相談は無料・秘密厳守・予約不要
主催者 長野県司法書士会佐久支部

担当者 手川芳雄 副支部長

電話 0267-66-6733

INFORMATION

金銭トラブルは「小額訴訟」でスピード解決

簡易裁判所の民事訴訟の中でも小額訴訟は、少額(60万円以下)な金銭トラブル(敷金の返還、ネットオークションの代金請求など)を、迅速に解決することを目的とした特別な手続きです。

小額訴訟には次のようなメリットがあります。

- ①判決までが早い
- ②手続が簡単
- ③トラブルの内容や相手に応じた柔軟な解決ができる

少額訴訟について詳しく知りたいという方は、裁判所ウェブサイトの「裁判手続の案内」ページの「簡易裁判所の民事事件Q&A」

<http://www.courts.go.jp/saiban/qa-kansai/index.html> をご覧ください。

たてしな保育園の 子どもたち



ひよこ組…外でたくさん遊んだ後は冷たい麦茶でひとやすみ。休んだらもう一回遊ぼうね。

あひる組…小学校までお散歩に行きました。はい！ポーズ！



年少組

暑かったけど年中のお兄さんお姉さんと一緒に風の子広場まで歩いたよ。たくさん遊んだあとのお弁当は美味しかったよ。お母さんありがとう♡



年中組

真田丸のカブト、かっこいいでしょ。元気にすくすく大きくなあれ。



年長組



親子遠足で松本アルプス公園に行きました。天気も良く、親子でゆっくり遊んで心も体も大満足!! 楽しい一日でした。

第20回 町長杯争奪 ゲートボール大会

第20回町長杯争奪ゲートボール大会が5月23日(月)に権現山屋内運動場において開催されました。

今年は4チームが参加し、和気あいあいとした雰囲気ゲートボールの試合を楽しみました。

大会結果は次のとおりです。

優勝 茂田井Aチーム 準優勝 宇山チーム
3位 赤沢チーム 敢闘賞 茂田井Bチーム



蓼北中学生バレーボール大会

5月21日(土)、第30回蓼北中学生バレーボール大会が開催されました。望月・北御牧・東御東部・丸子・丸子北・依田窪南部・和田・立科の8校が参加し、白熱した試合が繰り広げられました。

成績は次のとおりです。

男子チーム優勝 立科
女子チーム優勝 依田窪南部
(立科三位)



7月はイベントが目白押し！ぜひ遊びに来てください。

ヒメボタル祭り

7月16日(土)から7月31日(日)まで「ヒメボタル祭り」を開催します。

ヒメボタルは、山の中に生息しているホタルで、ゲンジボタルやヘイケボタルより一回り小さく、黄金色の強い光の点滅が特徴です。

場所は、蓼科牧場信号から白樺湖方面に向かって5分ほどのところに会場入口看板を設置してあります。夏の夜にヒメボタルの神秘的な光をぜひご覧ください。(見頃は夜8時です。)

山岳写真家塩田諭司 さんの写真展

日付：7月16日(土)～8月16日(火)
場所：白樺高原総合観光センター2F
美しく神秘的な山岳風景写真と山小屋で働くスタッフの日常を切り取った写真展。

デジカメ写真教室

7月16日(土) 午前10時～正午頃
集合場所 白樺高原総合観光センター
受講料無料
・ゴンドラリフト往復+御泉水自然園入園セット券の料金は参加者負担

白樺高原花火大会

日付：8月11日(木)
場所：女神湖畔
(光と音の祭典)
内容：午後7時～
御泉水太鼓演奏
午後8時～
花火打ち上げ予定



大勢の皆さんのお越しをお待ちしております。

メッセージ花火を募集します！

誕生日祝い、長寿のお祝い、ご結婚祝いなど
当日、花火打ち上げの際メッセージとお名前を放送します。

お問合せ先：(一社) 蓼科白樺高原観光協会 電話 55-6654

7月町民カレンダー

行事予定		保 健
1	金	特定健診(集団)、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎検診 会場：総合観光センター
3	日	北佐久消防協会消防ポンプ操法 ・ラッパ吹奏大会 公民館女性部研修会
4	月	特定健診(集団)、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎検診 会場：老人福祉センター
5	火	特定健診(集団)、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎検診 会場：老人福祉センター
6	水	赤ちゃん相談室 H28.4月生 特定健診(集団)、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎検診 会場：老人福祉センター
7	木	特定健診(集団)、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎検診 会場：老人福祉センター
8	金	特定健診(集団)、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎検診 会場：老人福祉センター
12	火	第31回交通安全町民大会
13	水	町政懇談会
18	月	たてしな風の子環境フェア2016
20	水	2歳児おやこ教室(2回目) H25.12月～H26.6月生
22	金	夏の交通安全やまびこ運動(～31日)
24	日	子育て相談(予約制)
		立科町を美しくする日

7月の納税

- 固定資産税(第2期)
- 国民健康保険税(第2期)
- 介護保険料：普通徴収(第4期)
- 後期高齢者医療保険料(第1期)
- 上下水道料金

各種相談日

- 結婚情報センター相談会
7月8日(金)
午後1時30分～3時30分
場所：老人福祉センター 機能訓練室
◎ 立科町社会福祉協議会
電話56-1825
- 無料法律相談
7月15日(金)
午後1時30分～4時30分
場所：老人福祉センター
相談員：土屋文男弁護士、林 茂
◎ 立科町社会福祉協議会
電話56-1825

連絡先

立科町役場 電話 56-2311 有線 2311
FAX 56-2310

	電話	有線
白樺高原総合観光センター	55-6201	
中央公民館(事務室)	56-2311	4000
たてしな保育園	56-0022	2100
こども未来館(児童館)	56-0248	8888
老人福祉センター	56-1825	4091
立科温泉 権現の湯	56-0606	4126

町のデータ5月 5月1日～5月31日の状況

人口 6月1日現在(5月31日届出まで) ()内は前月比

人口	7,454 (-11)	出生	5
男	3,693 (-7)	死亡	9
女	3,761 (-4)	転入	11
世帯数	2,849 (±0)	転出	18

気象		今年	最近10年間の平均
気温	平均	16.2℃	14.7℃
	最高極日	30.2℃/26日	29.3℃/10年
	最低極日	3.4℃/18日	1.1℃/10年
降水量		44.0mm	90.0mm
降水量(1～5月)		286.0mm	301.8mm
日照時間		240.8時間	226.7時間

救急	出動件数		年間累計	火災	発生件数		年間累計
	出動件数	年間累計			発生件数	年間累計	
交通事故	9	23		建物火災	0	0	
その他	30	170		その他	0	3	
合計	39	193		合計	0	3	

休日緊急当番医

● 午前9時～午後5時
(歯科 午前9時～正午)

3	日	小諸病院	小諸市	0267-22-0250
		小諸南城クリニック	小諸市	0267-26-5222
		軽井沢病院	軽井沢町	0267-45-5111
		てらおかクリニック	佐久市浅科	0267-51-5222
		武重歯科医院	佐久市望月	0267-53-4182
10	日	由井医院	小諸市	0267-22-0327
		田村医院	小諸市	0267-22-0048
		休日夜間軽井沢診療所	軽井沢町	0267-31-5057
		みまき温泉診療所	東御市北御牧	0268-61-6002
		歯科中島医院	御代田町	0267-32-2016
17	日	武重医院	小諸市	0267-22-0171
		佐藤外科医院	小諸市	0267-22-0334
		休日夜間軽井沢診療所	軽井沢町	0267-31-5057
		中島医院	東御市北御牧	0268-67-2777
		高橋歯科医院	小諸市	0267-23-2723
18	月	小諸厚生総合病院	小諸市	0267-22-1070
		軽井沢病院	軽井沢町	0267-45-5111
		コスモス歯科	御代田町	0267-31-2284
24	日	甘利医院	小諸市	0267-22-0729
		東小諸クリニック	小諸市	0267-25-8104
		休日夜間軽井沢診療所	軽井沢町	0267-31-5057
		松井歯科医院	佐久市望月	0267-53-8241
31	日	矢島医院	小諸市	0267-22-8148
		花岡レディースクリニック	小諸市	0267-23-4103
		軽井沢病院	軽井沢町	0267-45-5111
		田中歯科医院	佐久市望月	0267-53-4682

緊急当番医については、予告なく変更される場合がありますので、有線放送、新聞又は当番医に直接確認の上、受診してください。休日・夜間における医療機関等の情報提供 ナビダイヤル 0570-08-8199

